平成27年度（前期）大学院課程「学生による授業評価アンケート」実施要綱

1. 実施目的

広島大学は，学生に充実した教育を施すことを重要な使命としている。大学院教育の質を確保するためには，計画(PLAN)，実施(DO)，評価(CHECK)，改善(ACTION)を繰り返すPDCAサイクルを有効に機能させることが重要である。「学生による授業評価アンケート調査」は，このPDCAサイクルの中の「CHECK」機能の一部として位置づけられるものである。教員は，それぞれ授業の工夫をし，その効果をさらに高めるためには，学生がその授業をどのように捉えているかの実態を把握することが重要になる。そのためには，授業を実際に受けた学生からの意見に耳を傾け，授業の改善に役立てることが必要になる。本学では，授業についての各教育組織と各担当教員の認識を高め，カリキュラムや授業方法等の改善に資するために，「学生による授業評価アンケート」を実施する。

2. 実施主体

教育・国際室教育質保証委員会（以下「委員会」という）が実施する。

3. 実施方法及び実施手順

「学生情報の森 もみじ」のアンケート機能を使用して実施する。

なお，実施内容は，①教員や部局による追加質問項目の設定，②学生の回答，③教員のコメント入力，④結果の公表とする。

4. 実施対象科目

(1) 前期に開講された大学院課程教育科目の全科目において実施することを原則とする。ただし，回答者の匿名性を担保するために，受講者が３名未満の場合は，アンケートを実施しない。

(2) 非常勤講師が担当する授業においても授業評価アンケートを実施することを原則とする。

(3) 部局の判断により，アンケート項目が授業の内容や実施方法に適さないと思われる科目（修士及び博士論文，少人数ゼミ，個別指導の科目等）又は受講者が５名未満の科目をアンケート対象から除外できるものとする。ただし，担当教員会等は，本アンケートの実施目的を勘案し，対象科目数に配慮するものとする。

(4) 前期のアンケート回答期間終了後に開講される集中講義（授業）は，後期のアンケートとあわせて実施することを原則とする。
ただし，後期のアンケート回答期間終了後に開講される集中講義（授業）は，アンケート対象外とする。

5. 実施時期

学生のアンケート回答期間は，平成27年7月16日（木）～平成27年8月14日（金）とする。

6. 調査項目

調査項目は委員会が策定したものを基本とし，各部局，各授業で追加質問項目を策定可能とする。

7. 対象学生

(1) 平成27年度前期に在籍する学生を対象とする。

(2) 不適切な回答を避けるため,出席回数が不足する学生を非対象者に設定することを可能とする。

(3) 学生を非対象者に設定することを判断するための出席回数は,研究科専攻等の授業に責任を有する会議にて決定する。

(4) 授業担当教員は,平成27年7月2日（木）～平成27年7月10日（金）に,アンケート対象から除外する学生氏名と学生番号を部局事務（各研究科の学生支援グループ）に連絡し,部局事務において非対象の設定を行う。

8. 結果の集計・公表等

(1) 科目別,教育組織（専攻等）別,部局別及び全学平均の集計結果を「学生情報の森 もみじ」において公表する。なお,公表開始日は,平成27年9月25日（金）とする。

(2) 各部局は教育組織別の集計に含める科目を指定された期日までに委員会に報告する。

(3) 自由記述欄に書かれている意見は,担当教員を除き公表しない。

(4) 担当教員は,学生アンケートに対する回答や意見をコメントとして「学生情報の森 もみじ」に記載する。コメント入力期間は,平成27年8月17日（月）～平成27年9月24日（木）とする。

9. 未回答者への督促

アンケートの回答率を上げて,授業評価の精度を高めるために,アンケートの回答期間内に,未回答者（未回答科目が2科目以上かつ回答率が50%未満の者）に対して督促メールを2～3回程度送信し,回答を促す。なお,督促は授業評価の精度を高めるためであり,未回答者を特定することが目的ではない。授業担当者には,誰が回答し,誰が回答していないのかについての情報は一切提供しないことに加え,回答は自動的に分析するため,授業担当者に対する匿名性は担保している。

10. その他

(1) 当アンケートは,本学が開講している授業の優れた点,問題点,改善すべき事項等について学生の意見や意識等を把握し,カリキュラムや授業方法等の改善に資することを目的としているため,他の目的には利用しない。

(2) チューターや指導教員は「学生情報の森 もみじ」により学生の回答状況を把握し,アンケートに回答するように指導する。

(3) この要綱に定めるもののほか,アンケート調査実施について必要な事項は,委員会が別に定める。